

児童憲章

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境のなかで育てられる。

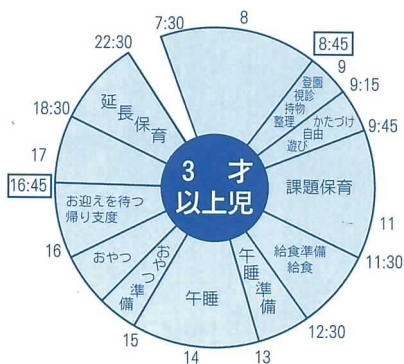
(前文抜粋)

■ 保育園の目的 ■

みゆき保育園は、家庭で保育に欠けるこどもたちを、昼間だけあずかり、0才1才2才の乳幼児では、家庭的な雰囲気の中で個々を大切に、ひとりひとりの情緒の安定をはかり、その発育・成長を豊かなものとなるように保育する。

3才4才5才の幼児組では、個々の育ちを保障しながら小集団からクラス集団へと、生活や遊びが広がっていくなかで、情操教育の一環として音楽リズム、絵画造形、体育的遊びの活動を系統的にとり入れ、育ち合う力と、育て合う心を大切にし、自立への意志を確かめながら、人間らしい人間に成長するための手助けをすることを目的として保育する。

保育園の一日の生活



零才児は、月齢、発育状態により生活のプログラムは個別になります。

■ 保 育 時 間

保育時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間とする。
保護者の勤務等の事情によっては、午後6時30分から午後10時30分までの延長保育を行う。

■ 保育園の休園日

1. 日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
2. その他非常事態の場合に休園することがあります。（伝染病集団発生、非常災害時）

■ 保 育 料

1. 保育料は新宿区福祉事務所が取り扱います。徴収令書により直接納入して下さい。

■ 退園について

1. 入園に必要な条件がなくなった場合は、遅くとも退園予定月の10日までに必要書類に記入の上、保育園と新宿区福祉事務所に届け出て下さい。

■ 登園と降園について

1. 通園路はなるべく一定にしておいて下さい。
2. 送り迎えの責任は保護者が持ちます。保護者でない場合は15才以上の届け出た人に限りです。15才以下の兄弟の場合は文書により届け出て下さい。都合でお迎えの人が代る場合には事前にご連絡下さい。（身分を証明できるものをお持ち頂くことがあります）。
3. 交通安全については特に留意して下さい。まずおとなが交通規則を守りましょう。
4. 登園、降園のお子さんの受け渡しは、保護者と職員が確認しあって行います。
5. 登園、降園の時刻は入園の時にきめた時間を必ず守って下さい。都合によって止むなく変更される場合はあらかじめ園に連絡して下さい。連絡は朝9時15分までに、夕方は4時45分までをお願いします。

■ 服装について

1. 通園には3才児組以上は、園帽、園服を着用し組別の名札をつけて下さい。
2. 年間を通じて男女共半ズボン着用して下さい。（体調により長ズボンも可。）
3. 用便や着替えの際に自分で簡単に脱ぎ着できるものを着せて下さい。
4. 気温に合わせて調節しやすく、いつも清潔なものを身につけさせて下さい。
5. 履物は足に合った歩きやすい靴を使用して下さい。
6. すべてのものに名前をはっきりつけて下さい。

■ 給食とおやつについて

1. 保育園での給食は昼食とおやつ及び18時30分以降に夕食を出しています。献立は1ヵ月ごとにたて、月の初めにお配りしますので、夕食とかちあわないようお願いします。
2. 1日の栄養給与量のうち、幼児組は40%・約560Kcal 乳幼児は50%・約550Kcalを園で摂取できることを目標としています。
3. 毎日昼食とおやつ及び夕食の喫食見本を玄関に出しています。参考にして下さい。
4. 食器は陶器、耐熱ガラス食器などを使用し、献立にあったものを選んでいきます。竹ばし、スプーンなどは年令に応じて使い分けています。
5. 離乳食は既製品を使わず、手作りしています。

6. 化学調味料等は一切使用せず、自然食品の店から取り寄せたものを使っています。
7. 食事によるアレルギーに対しては、医師の指示がある子に限り、できる範囲で対処します。

■ 保育園との連絡

1. お子さんが欠席又は遅刻する場合は必ず午前9時15分までにお知らせ下さい。
2. 登園前に必ず検温して下さい。体温が37.5℃以上ある場合は自宅で様子を見て下さい。
3. 朝からお子さんがむづかたり、からだに異常があった時、又は病欠明けの場合は保育士に伝え、12時～1時の間に問合せの連絡を入れて下さい。
4. 保育中に発病した場合は適切な処置をとったうえで保護者に連絡しますのでお迎えをお願いします。また病状によっては園医の診察を受ける場合もあります。
5. 持病のあるお子さんは、あらかじめお知らせ下さい。
6. 原則として園ではお子さんの服薬はいたしません。
7. 保護者の連絡先は常に知らせておいて下さい。当日だけ異なる時も必ず連絡して下さい。
8. 連絡帳は毎日目をとおして下さい。
9. 掲示板又はクラスノートに連絡事項を書きます。注意して見て下さい。
10. 住所・勤務先・電話番号・家族の異動などの変更がありましたら、すみやかに所定の文書で届け出て下さい。
11. 家庭内に伝染病が発生した場合は、直ちにお知らせ下さい。園内の消毒等防疫上の措置をとらなければなりません。伝染性の病気で欠席し、治って登園する場合は園所定のものか、かかりつけ医の「登園許可証」が必要です。園長又は看護師の承認を受けてから、お預かりいたします。

▼ 伝染病の出席停止期間の基準 ▼

	対 象 疾 病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス パラチフス	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽喉結膜熱 結核	解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状消退後2日経過するまで 伝染のおそれなくなるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	伝染のおそれなくなるまで

◆非常災害時について

地震・火災・暴風雨・大雪及び警戒宣言が発令された場合は、保育園へ直ちに迎えに来て下さい。